

木曾広域ケーブルテレビ広告利用規則(動画広告抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、木曾地域高度情報化施設の設置及び管理運営に関する条例（平成18年木曾広域連合条例第1号。以下「条例」という。）第24条第3項の規定に基づき、広告及び宣伝（以下「広告等」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告利用者 広告等の利用をしようとする者をいう。

(3) 広告等の種類 次の区分に掲げるものをいう。

イ 映像放送 動画等により制作された広告等

(5) 映像放送の広告媒体 次の区分に掲げるものをいう。

ア アナログ自主放送チャンネル（9チャンネル）

イ デジタル自主放送チャンネル（12チャンネル）

(広告等の範囲)

第3条 広告等の対象となる内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 連合若しくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある内容

(2) 他者の個人情報、財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある内容

(3) 他者を差別若しくは誹謗中傷・侮辱し、他者への差別を助長し又はその名誉若しくは信用をき損するおそれのある内容

(4) 詐欺、規制薬物の乱用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に関する内容

(5) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待、あるいは児童ポルノに類すると判断される内容

(6) 性器露出画像又は連合が性器を描写した内容であると判断される内容

(7) 風紀上好ましくない商品やサービスであると判断される内容

(8) 無限連鎖講およびマルチ商法又はそれに類するもの、そのおそれのある内容

(9) 広告利用者が明らかでなく、若しくは目的が公共の福祉に適合しないと判断される寄付金募集に関わる内容

(10) 違法に賭博・ギャンブルを勧誘する内容

(11) 児童の射幸心や購買欲を過度にそそると判断される内容

(12) 権利関係や取引の実態が不明確な内容

(13) 広告利用者以外の広告主による広告等が含まれる内容

(14) 郡外の広告主による広告等が含まれる内容

(15) 広告等の内容の責任の所在が不明と判断される内容

- (16) 暗号と認められる内容
- (17) 公共性、中立性又は品位を損なうおそれのある内容
- (18) 法令若しくは条例に違反し、又は抵触するおそれのある内容
- (19) 政治活動、宗教活動又は社会問題についての意見広告、個人的宣伝、人事募集その他これに類する内容
- (20) 公選による公職の候補者の政見発表その他選挙運動に関わる内容
- (21) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に該当する内容
- (22) 誇大な表現、不当表示その他表現方法が不適当な内容
- (23) 国又は他の地方公共団体が広告等の対象を推奨しているかのような表現の内容
- (24) その他掲載する広告等として適当でないと木曾広域連合長（以下「連合長」という。）が認めた内容
（広告等の掲載方法）

第 4 条 文字放送等の掲載方法は、次のとおりとする。

種類	広告媒体	画面数等	放送回数	期間
文字放送等	自主放送チャンネルの文字放送	最大 3 画面	1 日 3 回以上	1 日～3 日 4 日～7 日
	自主放送チャンネルのデータ放送	最大 3 画面	——	1 日～3 日 4 日～7 日
	木曾暮らしの掲示板	最大 3 画面	——	1 日～3 日 4 日～7 日
映像放送	アナログ自主放送チャンネル デジタル自主放送チャンネル	最大 60 秒	1 日 3 回以上	1 日～3 日 4 日～7 日

（広告等の利用資格）

第 5 条 広告等の利用資格は、次のとおりとする。

- (1) 木曾広域ケーブルテレビの加入者又は使用者
（掲載申込）

第 9 条 広告利用者は条例第 24 条第 3 項の規定により、広告及び宣伝の承認を受けようとするときは、次の方法により申し込まなければならない。

- (2) 映像放送の掲載は、木曾広域ケーブルテレビ映像放送依頼申込書（様式第 1 号）を提出する。
（審査及び掲載の決定）

第 10 条 連合長は、前条の規定に基づく申込みがあったときは、第 3 条に規定する要件について審査し、掲載の可否を決定する。

2 連合長は、前項に基づき掲載の可否を決定したときは、次の方法により広告利用者に通知する。

- (2) 映像放送の掲載の可否は、木曾広域ケーブルテレビ映像放送承認決定通知書（様式第 2 号）又は木曾広域ケーブルテレビ映像放送不承認決定通知書（様式第 3 号）により通知する。

(広告料の納付方法)

第 11 条 条例第 43 条に定める広告料の納付方法は、原則として連合長が指定する金融機関に設けた広告利用者の預金口座からの振替納付とする。ただし、口座振替の方法により納付することが困難であると認められる広告利用者については、連合長が発行する納付書により納付ができるものとする。

(映像放送の広告掲載の取消し)

第 12 条 連合長は、次の場合は、広告等の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告記録媒体が提出されない場合
- (2) 掲載決定後、第 3 条各号に該当する事実が明らかになった場合

(守秘義務)

第 13 条 連合長は、広告利用者から得た一切の情報を第三者に開示しないものとする。ただし、広告利用者が事前に承諾した場合には、その承諾の範囲で第三者に開示できるものとする。また、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 218 条、その他同法の定めに基づく強制の処分が行なわれた場合には、当該処分の定める範囲で、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当該開示請求の範囲で、広告利用者の事前の承諾なく第三者に開示できるものとする。

(広告等の停止)

第 14 条 連合長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、合理的な判断に基づき広告利用者に事前に通知することなく、広告等の運用の全部又は一部を中断若しくは停止することができるものとする。

- (1) 天災事変、その他の連合の過失に基づかない事由が発生し又は発生するおそれがあると判断され、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条に定める処置を取る場合
- (2) 法令による規制、行政命令等が適用された場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、連合長が業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認めた場合

2 前項により広告等の運用の全部又は一部が中断若しくは停止されたことによって生じた広告利用者の損害については、連合は一切責任を負わないものとする。

第 15 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は連合長が別に定める。

附 則

この規則は平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

木曾広域ケーブルテレビ映像放送依頼申込書

平成 年 月 日

木曾広域連合長 殿

氏名（名称・代表者名）



申込者 住所（所在地）

電話

FAX

（担当者氏名）

木曾広域ケーブルテレビ広告利用規則第9条の規定に基づき、広告の原稿案を添えて、下記のとおり申込みます。

記

1. 放送希望期間 : 平成 年 月 日() ~ 月 日()

2. 映像尺 : 15・20・30・45・60秒 (○をしてください)

3. 持込記録媒体 : XDCAM・HDV・DVCAM・DV・
DVD (MOV・MPEG・AVI) (○をしてください)
(持込記録媒体は、返却いたしません)

※広告料は以下の通り

30秒以内	1~3日 : 1,000円	60秒以内	1~3日 : 2,000円
	4~7日 : 2,000円		4~7日 : 4,000円

木曾広域情報センター 使用欄

受付日	加入者コード	承認可否	不承認理由
		可 ・ 否	

